

今月の相談

相談は全て無料です。「要予約」のものは事前の申し込みが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

相談名	とき	ところ	予約・その他
法律相談	毎週水曜日（祝日、年末年始は除く）、午後1時～4時	市役所2階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人（第4水曜日は12人） ※同一年度内で2回利用可（同一案件での2回利用はできません）。
	第1・3水曜日（祝日、年末年始は除く）、午後1時～4時	金剛連絡所2階	
市民相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時30分	市役所2階7番窓口	電話相談も可（内線182、184）
	毎週水曜日（祝日、年末年始は除く）、午後1時～4時	金剛連絡所1階	事前予約、電話相談も可【☎(29)1401】
行政相談	18(木)、午後1時～4時	市役所2階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談 要予約、電話相談も可（内線182）
司法書士相談	16(火)、午後1時～4時	市役所2階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人 ※同一年度内で1回利用可。
人権なんでも相談	26(金)、午後1時～4時	すばるホール3階男女共同参画センター	当日電話相談も可【☎(23)0030】、人権擁護委員による相談、 問い合わせ（内線471）
女性の悩み相談	①9(火)、2/6(火)、午前9時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、 ②1/11(木)、午前10時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、③20(土)、午前9時30分～11時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	電話相談も可、要予約（内線472）、女性カウンセラーによる相談、定員は①は各5人、②は4人、③は2人
人権相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時	市人権協議会 （人権文化センター内）	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
生活相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時	市人権協議会 （人権文化センター内）	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
にじいろホットライン	第1・2・3土曜日、午前10時～午後3時	—	電話相談のみ【☎(20)0285】、LGBTQに関する相談
保育士による育児相談	第2・4月曜日（祝日、年末年始は除く）、午後1時～3時	レインボーホール （市民会館）2階	要予約【☎(26)1233】、定員3組
ひとり親家庭相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時15分	市役所4階こども未来室	要予約、電話相談も可（内線204）
家庭児童相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時30分	市役所4階こども未来室	電話相談も可（内線206～208、289）
発達相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時15分	市役所4階こども未来室	要予約、電話相談も可（内線209）
子育て相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可【☎(25)0666】
健康相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約【☎(28)5520】、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
福祉なんでも相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、市役所4階23番窓口、金剛連絡所2階	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による福祉に関するあらゆる相談
自立支援相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時30分	市役所4階23番窓口、金剛連絡所2階	電話相談も可（内線274）
市民公益活動相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約【☎(26)7887】 ※事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可。
農業相談	5(金)、2/5(月)、午後1時～3時	すばるホール4階農業委員会	事前予約も可（内線431）
商工相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談【☎(25)1101】
日本政策金融公庫相談	10(水)、午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
消費生活相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～正午、午後1時～4時	市消費生活センター （市役所2階市民相談室横）	電話相談のみ（内線186、188）、専門相談員による相談、 消費者ホットライン【☎(局番なし)188】
就労支援相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時	市就労支援センター （人権文化センター内）	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
お出かけ就労支援相談	23(火)、午後1時30分～4時	市役所2階市民相談室	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
若者の就労相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前10時～午後5時	南河内地域若者サポートステーション	要予約、南河内地域若者サポートステーション（常盤町3の17の501）【☎(26)9441】
労働相談	11(木)、午後6時～8時	市役所地下902会議室	当日電話相談も可（内線6065）、社会保険労務士による相談 ※予約優先（相談日の1週間前までの予約により通訳付きの労働相談も可）。 問い合わせ（内線481）
チャイルドライン	毎日、午後4時～9時（年末年始は除く）	チャイルドライン支援センター	18歳までの子どもの声を聴き、その気持ちに寄り添います 【☎0120(99)7777】 ※チャットでの相談もあり。
若者お悩み相談	祝日、年末年始を除く毎日、午後5時30分～9時	トピック(きらめき創造館)	月～金曜日、午後5時30分～、土・日曜日の終日は、ロビースタッフによる相談
ひきこもり相談	25(木)、午後1時～2時30分、午後2時30分～4時	トピック(きらめき創造館)	要予約【☎(26)8056】、定員各1人、カウンセラーによる相談
進路相談(奨学金)	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時30分	市役所4階教育指導室	当日電話相談も可（内線363、364）
こころの電話相談	毎週水曜日（祝日、年末年始は除く）、午前10時～午後3時30分	—	電話相談のみ【☎(25)8264】

保健医療

子育て

相談

くらし

ゆとり

㊦=とき、㊧=ところ、㊨=内容、㊩=対象者、㊪=定員、㊫=費用、㊬=持ち物、㊭=申し込み、㊮=問い合わせ

保健医療



講座・催し

生活支援サービス従事者研修

介護に関する資格がなくても、この研修を受講し、市が指定する訪問介護事業所に雇用されることで、「生活支援サービス従事者」として仕事に就くことができますようになります。

㊦2月1日～29日の毎週木曜日、午前9時～午後0時10分（全5回）
場今城クリニック「ことほぎ」（寿町二丁目4の30）
㊩市内在住で、本市に住民登録をしている人

定15人 ㊫無料

㊭1月24日(水)（午前9時～午後5時30分）までに、電話で、今城クリニック「ことほぎ」☎(55)2239へ（申し込み多数の場合抽選）
※1月18日(木)、午前10時～、研修内容の説明会を開催します。参加希望者は、15日(月)までに同クリニックへお申し込みください。

肩こり首こり解消講座

㊦2月22日(水)、午後2時～3時
場レインボーホール（市民会館）
㊩自力で歩行が可能な人
定20人 ㊫700円
㊬首元が詰まっていない動きやすい服装、スポーツタオル、バスタオル、飲み物
㊭1月7日(日)、午前10時～、レインボーホールへ（申し込み先着順、電話申し込み可）

いきいきシニアの通いの場「い・こ・か」

ロコトレ体操や創作活動などを楽しみながら、一緒に過ごしませんか。

㊦1月25日、2月15日、3月14日、いずれも木曜日、午後1時～3時（全3回）
場かがりの郷
㊩市内在住で介護予防に関心がある

65歳以上の人

定10人

㊫1回300円（当日徴収）

㊬上靴、飲み物

㊭1月9日(火)、午前9時30分～、かがりの郷へ（申し込み先着順、電話申し込み可）

認知症介護家族の交流会

㊦1月24日(水)、午後1時30分～3時30分

場かがりの郷

㊨認知症と聴力の話

㊩認知症の人を介護している家族

※認知症の人または家族が市内在住の人に限りです。

定20人 ㊫無料

㊭1月23日(火)までに、高齢介護課（内線196）へ（申し込み多数の場合抽選、電話申し込み可）
※右図からも申し込み可。



若さ・健康・体力アップ教室

㊦2月2日(金)、9日(金)、16日(金)、3月1日(金)、8日(金)、15日(金)、22日(金)、午後1時30分～3時30分（全7回）

場けあばる

㊩市内在住で65歳以上の人

定20人

㊫無料

㊭1月23日(火)までに、ウエルネスけあばるへ（申し込み多数の場合抽選、電話申し込み可）

交通安全運転セミナー「ドライブレコーダー映像から考える」

㊦2月6日(火)、午後2時～3時

場総合福祉会館

㊩市内在住で60歳以上の人、ひとり親家庭の親子、障がい者手帳を有する人

定45人 ㊫無料 ㊬筆記用具

㊭1月10日(水)、午前10時～、電話で、総合福祉会館へ（申し込み先着順）



募集

ベトナム語通訳・翻訳ボランティアを募集

募集人数 5人

㊭1月9日(火)～、電話で、（特活）とんだばやし国際交流協会☎(24)2622へ（申し込み先着順）
※詳しくはお問い合わせください。
※有償ボランティアとして謝金をお支払いします。

けあばる正職員・非常勤職員募集

募集職種 看護・介護職員（ただし、正職員の場合は正看護師・介護福祉士資格が必要）、支援相談員、主任介護支援専門員、介護支援専門員、事務員（嘱託）

募集人数 若干名

採用予定日 令和6年4月1日(月)以降で相談

㊭1月4日(木)～31日(水)、午前9時～午後5時に、けあばる総務課☎(28)8600で配布する申込書に必要事項を記入し、写真を貼って、資格証明書を添えて同課へ
※試験日は後日お知らせします。
※申込書はけあばるホームページ[<https://carepal.or.jp>]からダウンロードもできます。



相談

外国人のための無料法律相談

知りたいこと、困っていることを弁護士に相談できます。希望者に通訳をつけます。

㊦1月20日(土)、午後1時～4時
場（特活）とんだばやし国際交流協会

定6人 ㊫無料

㊭1月12日(金)までに、電話で、（特活）とんだばやし国際交流協会☎(24)2622へ（申し込み多数の場合は抽選）

子育て

相談

ワンツ

フォー

はたち(20歳)を迎える皆さんへ

国民年金は、老後の暮らしをはじめ、病気やけがで障がいが残ったときや、家族の働き手がなくなったときに、皆で暮らしを支えあうという考えで作られた仕組みです。

20歳になった人には、日本年金機構から「基礎年金番号通知書」「国民年金加入のお知らせ・保険料納付書」が届きます。「基礎年金番号通知書」は年金制度の変更手続きや年金の請求手続きに必要となりますので、大切に保管してください。

また、保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例や保険料免除・納付猶予などの制度もありますので、詳しくはお問い合わせください。

※厚生年金に加入している人は対象となりません。

☎天王寺年金事務所【☎06(6772)7531】

国民健康保険

「医療費のお知らせ」を送付

ご自身の医療費について確認をしていただくとともに、国民健康保険事業に対する理解を深めていただくため、国民健康保険の加入者に、「医療費のお知らせ」を送付しています。

この「医療費のお知らせ」は、確定申告で医療費控除の申告をする際の添付書類としても利用できます。

令和5年11月、12月に受診された分の「医療費のお知らせ」は3月上旬に発送する予定です。それまでに医療費控除の申告をする場合は、医療機関発行の領収書に基づいて、国税庁指定の「医療費控除の明細書」を作成して添付してください。

☎「医療費のお知らせ」については保険年金課（内線552）、医療費控除の申告については富田林税務署【☎(24)3281】

福祉

高齢者の障がい者控除対象者認定書の申請を

65歳以上の寝たきりや認知症の高齢者は、身体障がい者手帳などを持っていなくても、市の障がい者控除対象者認定書の交付を受ければ、所得税や個人住民税の障がい者控除が適用される場合があります。

所定の基準を満たす人には、認定書を交付しますのでお問い合わせください。㊩身体障がい者手帳などの交付を受けていない人で、要介護認定を受け、障がい者に準じる状態の人など

☎高齢介護課（内線197）

保険料納付済額通知書（納付済額のお知らせ）を送付

令和5年1月から12月までに、本市へお納めいただいた国民健康保険料、後期高齢者医療制度保険料、介護保険料の保険料納付済額通知書（納付済額のお知らせ）を1月末までに送付します。確定申告などの際にご利用ください。

納付された保険料はいずれも確定申告や個人住民税申告の際に、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。

※後期高齢者医療制度保険料および介護保険料の特別徴収（年金から天引き）対象者には、同通知書は送付されませんので、年金保険者（日本年金機構など）から送付される源泉徴収票をご利用ください。

☎国民健康保険料については保険年金課（内線152、156）、後期高齢者医療制度保険料については福祉医療課（内線158、159）、介護保険料については高齢介護課（内線175、176）

上下水道

貯水槽水道の適正な管理を

ビルや集合住宅などでは、水道水を受水槽に貯めてから、各家庭に供給する貯水槽水道を利用している場合があります。受水槽の水が長時間停滞したり管理が適正でなかったりすると、水質悪化を招きます。

貯水槽水道の設置者は、安全で衛生的な水質を確保するため、受水槽などの清掃・点検など適正な維持管理をお願いします。特に受水槽の有効容量が10㎡を超えるものは水道法による「簡易専用水道」に該当し、登録検査機関による年1回の法定検査などが義務付けられています。

☎環境衛生課（内線139、171）

安心して水道をお使いいただくために

水道水は塩素で消毒していますが、朝一番や長時間留守にしたときは、ご家庭の給水管に水が長時間滞留し、消毒の効果が薄れることがあります。

また、給水管が鉛の場合、鉛がごくわずかですが溶け出すことがあります。長期間使わなかったときは、最初に使う水をバケツ1杯分程度を飲み水以外にお使いください。

☎水道工務課【☎(24)1202】

講座・催し

消費者目線で考えるSNSとの付き合い方

㊦1月29日（月）、午後2時～3時30分
㊧レインボーホール（市民会館）大会議室

講師 西脇 美奈子さん（消費生活相談員）

定50人（当日直接会場へ）
㊫無料
☎商工観光課（内線483）

保健医療

子育て

相談

暮らし

暮らし



税

今月は市・府民税の第4期分の納期です

納付には便利な口座振替のご利用を！

市税納付書に記載の金融機関・コンビニエンスストア・PayPay・LINE Pay・au PAY・d払い・J-Coin Pay・楽天ペイ・モバイルレジ（インターネットバンキングによる支払い）などで納付期限までに納めてください。

口座振替は、市税取扱金融機関での手続きの他、収納管理課や金剛連絡所で手続きをすることもできます（ペイジー口座振替受付サービス）。手続きに必要な持ち物や対応している金融機関など詳しくは、収納管理課（内線122）へお問い合わせください。

◆固定資産税 都市計画税	◆市・府民税	◆軽自動車税 (種別割)
第1期：5月	第1期：6月	全期：5月
第2期：7月	第2期：8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。
第3期：9月	第3期：10月	
第4期：12月	第4期：1月	

新築された認定長期優良住宅の固定資産税を減額

大阪府の認定を受けて新築された長期優良住宅のうち、一定の要件を満たす住宅は、固定資産税の減額手続きをすることで、新築住宅の減額期間が新築後3年間から5年間（3階建て以上の中高層耐火住宅は5年間から7年間）に延長されます（居住部分の120㎡までの固定資産税が2分の1に減額）。

令和5年中に新築した住宅は、1月31日(水)までに、長期優良住宅認定通知書（写し）を添えて、課税課へ申告してください。

閏課税課（内線114、115）

自宅からマイナンバーカードを活用した「e-Tax」のご利用を

給与所得者などが行う「医療費控除」やふるさと納税の「寄附金控除」などには、簡単・便利なスマートフォンでの申告をご利用ください。

作成した申告書はスマートフォンから提出することができます。詳しくは国税庁ホームページ（確定申告書等作成コーナーのページ）をご覧ください。



さい。

なお、マイナンバーカードを利用して、マイナポータルにログインすることで、医療費やふるさと納税などの情報が自動入力され、より簡単に確定申告ができます。

閏富田林税務署 ☎(24)3281

市・府民税申告書作成システムのご利用を



本市では個人住民税（市・府民税）申告書の作成や税額の試算などができる市・府民税申告書作成システムを導入しています。令和6年度分は1月上旬より運用を開始します。

給与や年金の源泉徴収票の内容や所得の状況などを入力することで、自宅で申告書の作成ができ、作成した申告書に必要な書類を添えて持参または郵送することで、市・府民税申告を済ませることができます。

※電子メールやデータ送信による提出はできません。

※税額はあくまで試算ですので、実際の決定額とは異なる場合があります。※所得税および復興特別所得税の確定申告書は作成できません。

閏課税課（内線111、112、117）

事業主の皆さんへ ～給与支払報告書の提出を～



事業主は、給与の支払いを受けている従業員が令和6年1月1日時点で居住する市区町村へ、給与支払報告書を1月31日(水)までに提出してください。

●電子申告「e L T A X」のご利用を
給与支払報告書の提出は、郵送などの手間が不要で、安全な電子申告「e L T A X」の活用をお願いします。税務署に提出する給与所得の源泉徴収票を「e-Tax」または光ディスクなどにより提出することが義務付けられている事業主は、市区町村に提出する給与支払報告書も、

電子申告「e L T A X」または光ディスクなどによる提出が義務付けられています。

電子申告「e L T A X」での給与支払報告書の提出方法は、地方税共同機構のホームページ [https://www.lta.go.jp] をご覧ください。閏課税課（内線111、112、117）

お忘れなく！ 償却資産（固定資産税）の申告を

固定資産税は土地や家屋に課税されますが、それ以外で事業や営業のために所有している償却資産（構築物、機械や装置、車両や運搬具、工具、器具、備品など）も課税対象になります。令和6年1月1日時点で、市内に償却資産を所有している法人や個人事業主は、1月31日(水)までに申告してください（休業・廃業や、本市から転出した場合も申告が必要です）。

なお、所有者には12月中に申告書類を郵送していますが、届いていない場合や事業開始などにより本市に初めて申告する場合はご連絡ください。

閏課税課（内線114、115）



国民年金

源泉徴収票が送付されます

老齢年金は所得税法上の雑所得として課税対象になります。そのため、老齢年金の受給者には1年間の年金の支払い総額などを記載した「源泉徴収票」が1月下旬に日本年金機構から送付されますので、確定申告などの際に添付してください。

また、紛失した場合は再交付申請をしてください。

なお、障害年金や遺族年金などは課税対象外のため同票は送付されません。閏天王寺年金事務所 ☎06(6772)7531